

規制・制度改革要望

太陽光発電システム導入拡大にむけて

平成**24**年**10**月**31**日
一般社団法人太陽光発電協会

(社)太陽光発電協会について

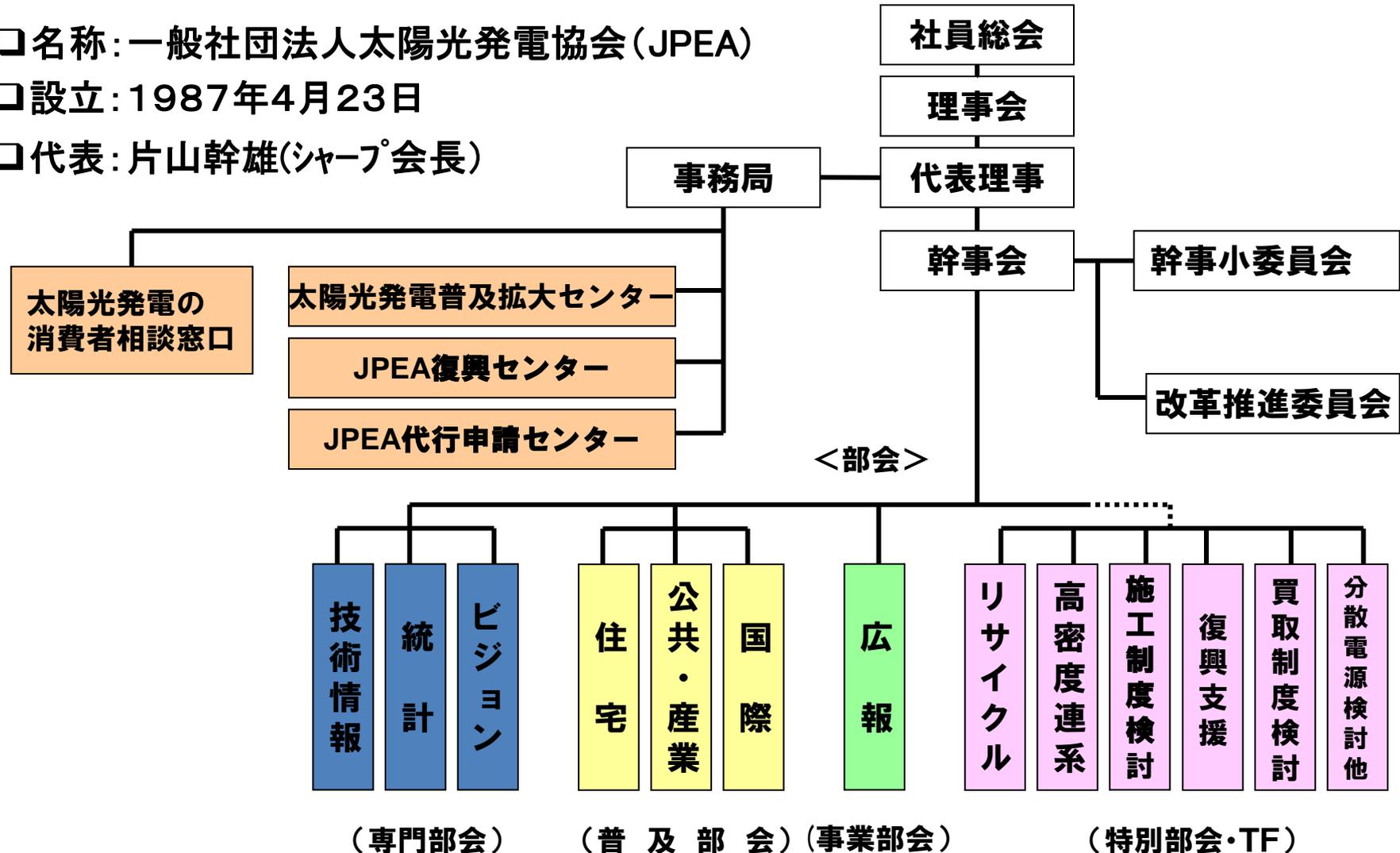


- 協会名 一般社団法人 太陽光発電協会
Japan Photovoltaic Energy Association (JPEA)
- 設 立 1987年(一般社団法人は2009年)
- 代表理事 片山幹雄
- 会員数 147社・団体 (2012年9月現在)
 - ◇ 公益・関連機関・団体
 - ◇ セル・モジュールメーカー
 - ◇ 周辺機器・部品・素材メーカー
 - ◇ 電力・エネルギー
 - ◇ 販売・施工(ゼネコン、住宅、SI事業者)
 - ◇ その他
- 目 的 太陽光発電システムに関連する利用技術の確立及び普及促進、並びに産業の発展によって、我が国経済の繁栄と、国民生活の向上に寄与し、もって会員共通の利益を図る。

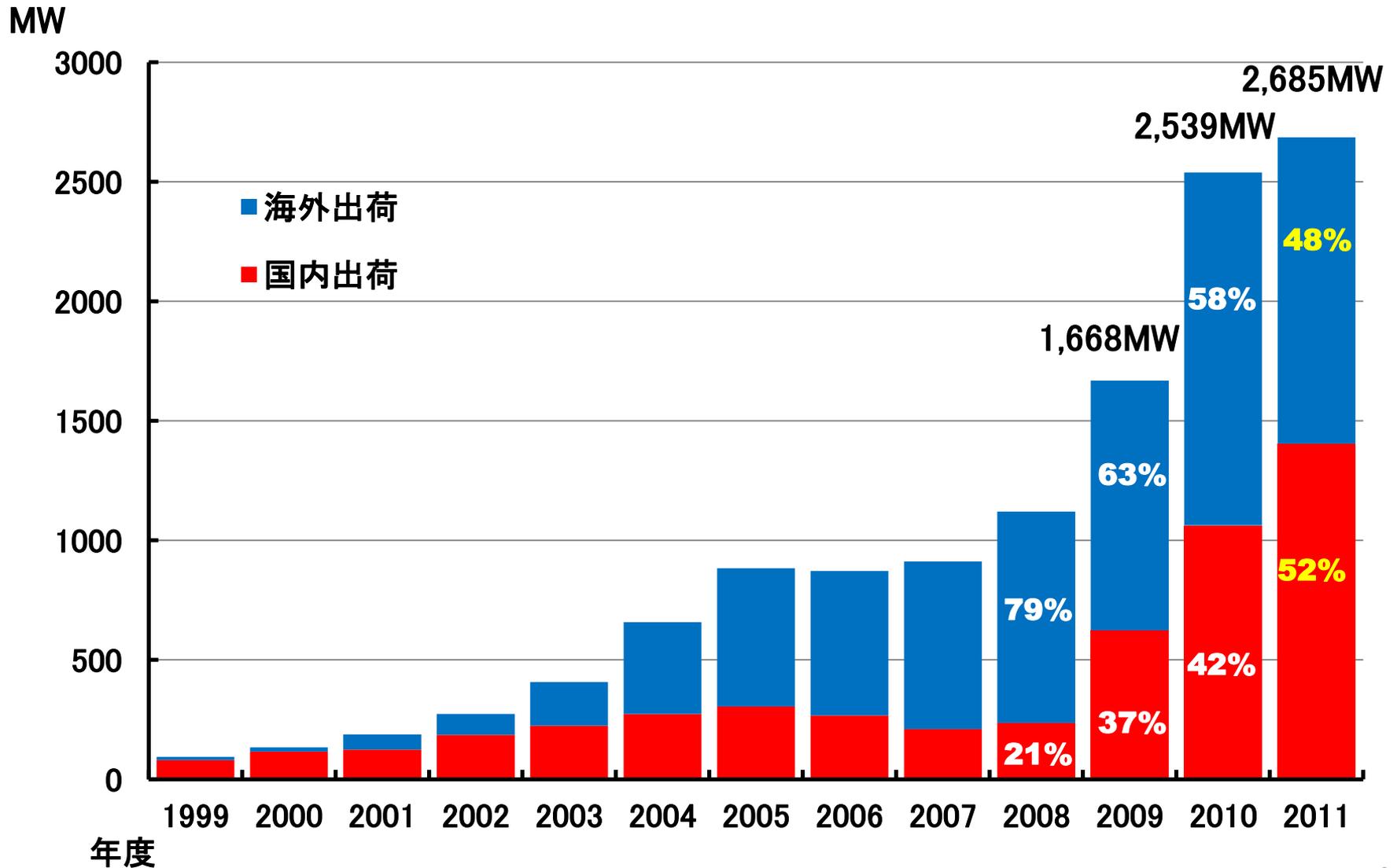
(社)太陽光発電協会の概要と組織概要



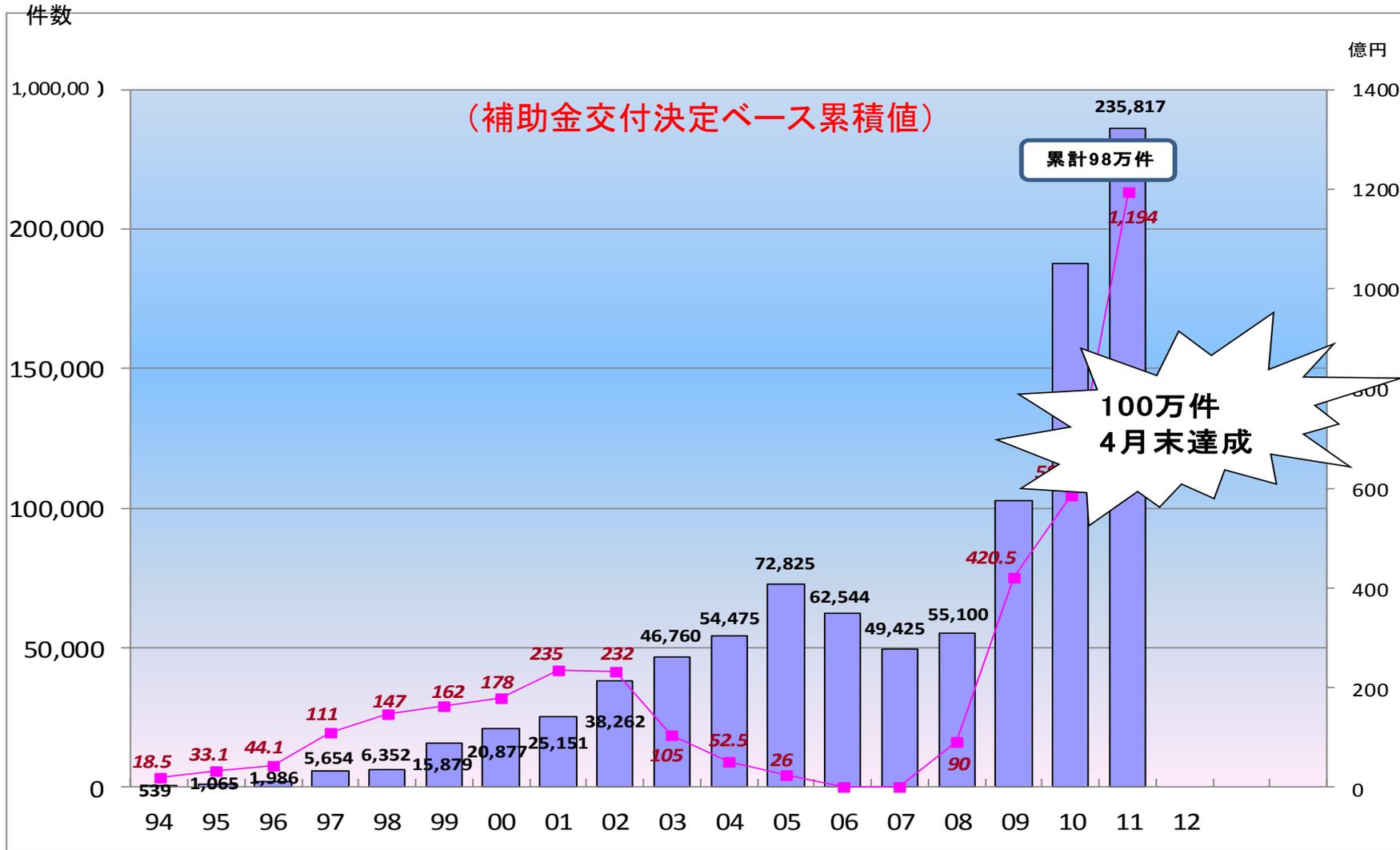
- 名称: 一般社団法人太陽光発電協会 (JPEA)
- 設立: 1987年4月23日
- 代表: 片山幹雄(シャープ会長)



日本の太陽電池出荷量推移



住宅用太陽光発電導入件数と補助金総額



(出典：NEF/資源庁/J-PEC)

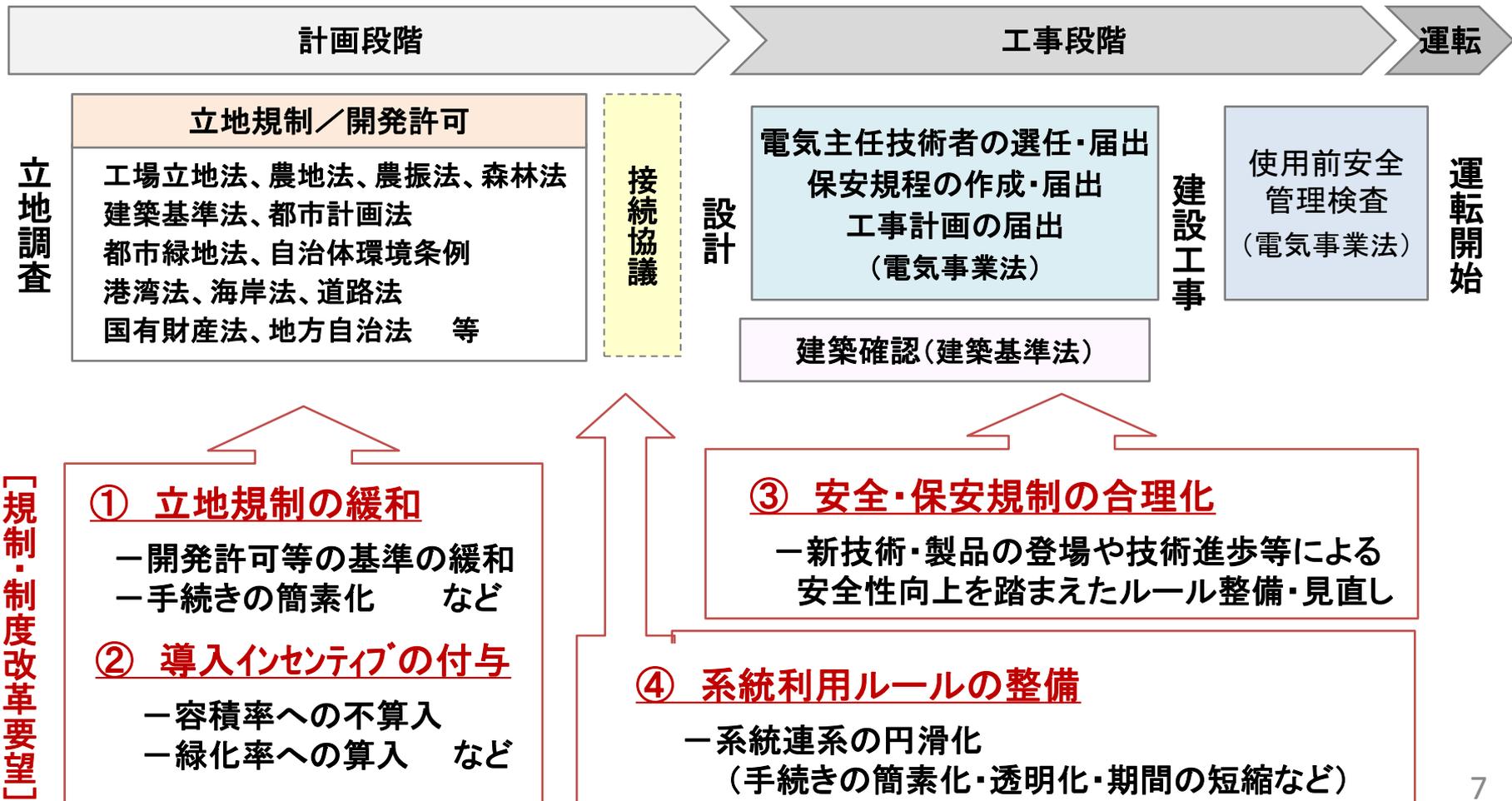
年度

規制・制度改革の現状

太陽光発電に関する各種手続きと規制・制度緩和要望



○ 固定価格買取制度の導入や新製品・新技術の進展を背景として、太陽光発電設備の設置手続きに関する規制・制度改革を求める声が多数寄せられてきたところ。



本年3月以降に措置された規制・制度改革の内容 (1)



1. 太陽光発電の設置に係る手続きの迅速化			
工場立地法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 太陽光発電施設を法の適用対象外に。 → 生産施設面積規制、緑地等整備義務の対象外に。 → 手続きに要する期間(届出後の90日間の待機期間等)が不要に。 	6/1(金)に政令を改正・施行	経済産業省
電気事業法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 工事計画届出や使用前安全管理審査が不要な範囲を出力500kW未満から2000kW未満に拡大。 → 手続きに要する期間(届出後の30日間の待機期間等)が不要に。 	6/29(金)に施行規則を改正・施行	
建築基準法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 屋上設置の太陽光発電設備について、架台の下に通常人が立ち入らないこと等を条件に、建築確認が不要であると明確化。 → 手続きに要する期間・コストが不要に。 	7/4(水)付で技術的助言を発出	国土交通省
	<ul style="list-style-type: none"> ○ パワコン等を収納するコンテナについて、通常内部に人が立ち入らないこと等を条件に、建築確認が不要であると明確化。 → 手続きに要する期間・コストが不要に。 	3/30(金)付で通知を発出	
都市計画法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市街化調整区域にパワコン等を収納する施設を設置する場合における開発許可の取扱いを明確化。 → 設置可能か否にかかる自治体との協議時間を短縮。 	6/8(金)付で通知を発出	

本年3月以降に措置された規制・制度改革の内容 (2)



2. 太陽光発電の導入インセンティブの付与・設置コストの削減			
電気事業法	<p>○ 需給契約のための引込線とは別途再エネ専用線を引き込むことによる全量売電を可能に。 (一需要場所一引き込みの特例)</p> <p>→ いわゆる屋根貸しモデルの普及を後押し。</p>	<p>3/23(金)に施行規則を改正。 6/20(水)又は6/25(月)付で電力会社の約款等を変更。</p>	経済産業省
	<p>○ 屋根貸しにおける電気主任技術者の兼任要件の緩和 (合計出力2000kW未満かつ2時間以内に到達可能な場合において、兼任可能な対象施設数の上限※を撤廃) ※選任事業所を含めて6箇所。</p>	<p>6/29(金)付で通知発出し、保安規制上の扱いを明確化(その後、7/24付及び9/6付で当該通知を改正)</p>	
工場立地法	<p>○ 売電用の太陽光発電施設についても、自家消費用と同様に、環境施設面積としてカウントすることを可能に。 → 工場における太陽光発電施設の設置を後押し。</p>	<p>6/15(金)に施行規則を改正・施行</p>	
3. その他の太陽光発電の導入促進に資する措置			
電気事業法	<p>○ 再エネ電気に関する低圧託送を解禁。 (新電力等への売電を可能に)</p>	<p>6/25(月)付で電力会社の託送供給約款を特例承認</p>	経済産業省
農地法	<p>○ 農地の法面・畦畔に太陽光発電設備を設置する場合の取扱いを明確化。 (周辺の農地以外に設置余地がなく営農への支障がない場合等を条件に一時転用を認める)</p>	<p>3/28(水)付で通知を发出</p>	農林水産省

閣議決定等の一覧 (1)



第3クール閣議決定：「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」(平成24年4月3日 閣議決定)

改革事項	対処方針	関連法律	実施時期
◆売電用太陽光発電施設の工場立地法の取扱いの見直し	売電用の太陽光発電施設を工場立地法の適用対象外とすること及び環境施設として位置付けることについて、事業者の要望及び周辺住民に与える影響を考慮しつつ検討し、審議会における検討結果を踏まえ、見直しを行う。	工場立地法	平成24年7月までに検討・結論、結論を得次第措置
◆市街化調整区域における太陽光発電設備の付属施設の取扱いの明確化	太陽光発電設備(建築基準法上の建築物でないもの)の付属施設について、その用途、規模、配置や発電施設との不可分性等から主として当該付属施設の建築を目的とした開発行為に当たらないと開発許可権者が判断した際には、許可が不要であることを周知する。	都市計画法	平成24年度措置
◆建築物の屋上に設置する太陽光発電設備の取扱いの明確化	建築物の屋上に設置する太陽光発電設備について、メンテナンス時以外、人が架台下に立ち入らないものであって、かつ、架台下の空間を屋内的用途に供しないものについては、その設置行為は増築には該当せず、原則として、建築確認は不要であることを周知する。	建築基準法	平成24年度早期措置
◆電気主任技術者の不選任承認範囲の拡大	太陽電池発電設備に係る電気主任技術者の不選任承認範囲について、200kW未満への引上げ可能性について検討し、技術動向や安全性の状況を踏まえて見直しを行う。	電気事業法(保安規制)	平成24年度検討・結論、結論を得次第必要に応じ措置
◆再生可能エネルギー等の系統接続の円滑化①(情報開示の拡大に向けた見直し)	送配電網や接続可能地点等の系統の受入可能情報や接続コスト(費用の内訳、工期等)等について、再生可能エネルギー事業者等から実情把握を行い、必要な改善点を検討し、更なる情報開示を進めるため、例えば、閲覧などの手法により広く情報が得られるよう見直しを行う。	送配電等業務支援機関のルール等	平成24年度措置

閣議決定等の一覧 (2)



第3クール閣議決定：「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」(平成24年4月3日 閣議決定)

改革事項	対処方針	関連法律	実施時期
◆再生可能エネルギー等の系統接続の円滑化②(申請手続の見直し)	系統接続申請を円滑化するため、再生可能エネルギー事業者等から実情把握を行い必要な改善点を検討し、現在電力会社によって異なる系統接続申請書類や運用ルールを見直し、手続書類の様式を簡素化・統一化するとともに、標準処理期間の短縮化を図る。	送配電等業務支援機関のルール等	平成24年度措置
◆再生可能エネルギー設備に係る専用線での連系接続の実施	再生可能エネルギー設備について、既設の施設と設備規模(特高、高圧、低圧)が異なる場合や需要家が異なる場合等において、保安上の支障がないこと等の一定の要件を満たした場合は再生可能エネルギー設備専用の引込線を別途敷設することを可能とする。	買取法 電気事業法	平成24年度速やかに措置
◆再生可能エネルギーが導入可能な耕作放棄地の区域情報の公開	耕作放棄地等への再生可能エネルギーの導入可能性について調査を実施し、農山漁村における再生可能エネルギーの発電適地マップを公表する。	—	平成24年度措置
◆農地における再生可能エネルギーの設置規制の見直し	優良農地の確保に支障を生じないことを前提とし、耕作放棄地を使用するなど地域の農業振興に資する場合には、再生可能エネルギー設備の設置に関し、農地制度における取扱いを明確化する。	農地法等	平成24年度措置